

第18期

第35回

# 総会議事録

令和3年2月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年2月17日(水)
2. 開催場所 福島県農業共済組合郡山田村支所会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	二瓶敏幸	出席	湖南地区
2	新田幾男	出席	富久山地区
3	伊藤幸一	出席	中央地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	中尾一明	出席	中田地区
6	藤田稔	出席	熱海地区
7	吉田秀吉	出席	三穂田地区
8	松川延安	出席	田村地区
9	降矢セツ子	出席	田村地区
10	吉田直衛	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	小林正一郎	出席	片平地区
12	堀井潔	出席	中央地区
13	細山文昭	出席	逢瀬地区
14	黒澤大吉	出席	日和田地区
15	遠藤昭夫	出席	安積地区
16	岩崎幸夫	出席	西田地区
17	村上晃一	出席	中央地区
18	古川弘作	出席	中央地区
19	佐久間俊一	出席	喜久田地区
20	伊藤城治	出席	三穂田地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏  
 【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸  
 【主任主査兼農業振興係長】 遠 藤 満  
 【農業振興係主任】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡  
 【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇  
 【農地調整係主任】 遠 藤 千 秋

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時15分

8. 閉会宣言 14時45分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

新田 幾男

---

署名人

伊藤 幸一

---

署名人

堀井 潔

---

事務局	<p>ただいまより、第35回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>まず土曜日の地震災害被害に見舞われた方お見舞い申し上げます。 本庁舎は被災者の相談のため使用できず会場変更となりました。 皆さん方は地区の代表でもありますので地区を回って 被害にあった方々をフォローしていただくようお願いいたします。 また農業委員と推進委員の公募が始まります。 3月25日が締め切りですので地区で相談するなどしてください。 本日もどうかよろしくようお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>3番 伊藤 幸一 委員 12番 堀井 潔 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。 会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を 選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 田村4番 申請の事由訂正です。</p>

議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>村上 晃一委員の調査報告を求める。</p>
村上 晃一 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>2月5日に事前審査会を行いました。</p> <p>特段問題はありません。</p> <p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>こちらの特段問題はありません。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番と2番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について許可と決めます。</p> <p>次に3番と4番の 2件について付議いたします。</p>

	古川 弘作委員の調査報告を求めます。
古川 弘作委員	<p>まず3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 2月5日に事前審査会を行いました。 借り人は子供のころから農家を手伝っており 地元のJAにも加入しております。</p> <p>続きまして4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 2月5日に事前審査会を行いました。 借り人は貸し人の孫で、貸し人長男が他界したため 孫である借り人が祖父母がまだ耕せるうちに果樹園の作業を行い 後を継ぐとのことでした。 週末には祖父母の元に戻って指導を受けながら 借り人と借り人妻が農業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番と4番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番と4番の 2件について、 許可と決めます。

	<p>次に、5番 1件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、子供への使用貸借です。 後継者への経営移譲のために使用貸借するもので、 農作業は本人夫婦が行います。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に、6番と7番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>6番と7番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず6番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、耕作不便、経営拡大です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>次に7番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は</p>

	<p>記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、同一世帯の子の夫への使用貸借です。 使用借人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>6番と7番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番と7番の 2件について 許可と決めます。</p> <p>次に8番から11番までの 4件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
佐久間職代	<p>議長交代いたしました。 新田 幾男委員の調査報告を求めます。</p>
新田 幾男 委員	<p>8番から11番までの 4件について調査の結果をご報告いたします。 借り人同一のためまとめ報告します。 貸し人、借り人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>東部開発で山を切り開いて作られた農地で、 当時はピーマン、ナスなどを作っていましたが いまは経営者も高齢になり農業はできず耕作放棄地になっていました。 借り人は2年前に農業開始し、 今回経営拡大のために借りるもので、 貸し人も耕してくれる人が見つかったと喜んでいきます。</p>



	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、          周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので          許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
佐久間職代	<p>ただいまの報告について、          ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
佐久間職代	<p>8番から11番までの 4件について、          許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
佐久間職代	<p>異議ないものと認め、8番から11番までの 4件について          許可と決めます。          議長交代いたします。</p>
	(新田会長に代わる)
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に12番 1件について付議いたします。          二瓶 敏幸委員の調査報告を求めます。</p>
二瓶 敏幸 委員	<p>12番 1件について調査の結果をご報告いたします。          渡し人、受け人及び土地の表示は、          記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。          11日に自宅で話を伺いました。          親の代にはもう交換して使っていたようで、          是正のため申請するものです。</p> <p>なお、もう片方の土地は時効取得での取得となりました。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、          周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、12番 1件について 許可と決します。  次に、13番から15番までの 3件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	13番から15番までの 3件について、調査の結果を報告いたします。 まず13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、妻への贈与です。 受け人と夫が農作業に従事します。  次に14番ですが、貸し人、借り人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 借り人と夫が農作業に従事します。  次に15番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。  これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>13番から15番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、13番から15番までの 3件について 許可と決します。</p> <p>次に16番と17番の 2件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>16番と17番の 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず16番ですが、貸し人、借り人及び土地の表示は 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 2月5日に事前審査会を行いました。 申請地は申請人の住宅の隣で利便性に優れていることから 今回の申請になりました。</p> <p>次に17番ですが 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 申請人は親戚関係で今回の申請に至りました。 申請人は高齢ですがこれからも生きがいある生活を送るために 農業開始に至りました。 農作業は貸し人も協力して行うため問題ないとのことです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	16番と17番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、16番と17番の 2件について、 許可と決します。  次に、18番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	18番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、労力不足、経営拡大です。 社員5人が農作業に従事します。  この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	18番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、18番 1件について 許可と決します。  次に19番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	19番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示は、記載のとおりです。

	<p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>2月5日に事前審査会を行いました。</p> <p>地目は畑であり、許可後はピーマンを作付けします。</p> <p>借り人はJ Aさくらで研修を受けており、来年度から本格的に作付けします。</p> <p>借り人の地元の土地であり地域とも調和のとれた営農を行うとのことです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>19番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、19番 1件について許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農家住宅の建築です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請人は須賀川で農業を営んでいましたが令和元年の台風で被災し住宅を失い現在賃貸住宅に居住しています。</p>

	<p>今後も円滑な農業運営を行うため郡山市に確保してある営農地の隣地で農業を行うものです。</p> <p>雨水は自然浸透もしくはは県道の側溝に排水します。</p> <p>周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上、1番 1件については農地法第4条第6項各号に該当するような事項はありませんでしたので、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次ぎに2番と3番の 2件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	まず2番 1件について調査の結果をご報告いたします。

	<p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。        転用の目的は一般住宅の建築です。        農地の区分は、第2種農地と判断しました。        2月7日に現地調査を行いました。        現在の住宅は何10年も経過して老朽化しており、        建て替えも難しいことから近接地に新築するものです。        雨水は側溝を設けて排水します。</p> <p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。        所有者及び土地の表示は記載のとおりです。        転用の目的は一般住宅の建築です。        農地の区分は、第1種農地と判断しました。        2月7日に現地調査を行いました。        申請人は自己所有のマンションに居住しているが、        申請地付近の実家に居住する高齢の母の面倒を見るため        申請に至りました。        周辺農地の営農に支障がないよう十分に離して建築します。        雨水汚水は側溝に排水します。</p> <p>以上、2番 3番 2件については        農地法第4条第6項各号に        該当するような事項はありませんでしたので、        許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番と3番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。        まず2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。        2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、        農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで        農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、        第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び        第3種農地のいずれにも該当しない農地です。        許可基準は2-1-(1)-カ-イで、第2種農地の転用は        申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが        農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから</p>

	<p>許可できると考えています。</p> <p>次に3番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、1番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番と3番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の2件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番1件について付議いたします。</p> <p>村上 晃一委員の調査報告を求めます。</p>
村上 晃一 委員	<p>1番1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農家住宅の建築です。</p> <p>農地の区分は第2種農地として判断しました。</p> <p>義理の父の住宅で子供3人とともに5人で生活していますが、子供も成長して不便をきたしているため自分の住宅を作りたいと検討していたところ通勤通学の利便性も高い当地を義理の祖父から提供してもらえることになったため今回の申請に至りました。</p> <p>以上1番1件については、</p>



	農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4条 2番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条 2番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。  次に2番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安委員	2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は駐車場、材木置場の建設です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 親子で製材業をしているが、現在の作業場は狭くて作業に支障をきたして無断で増設したため是正のため申請します。 顛末書も添付してあります。  以上2番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4条 2番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条 2番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は駐車場の拡張です。</p> <p>農地の区分は第2種農地として判断しました。</p> <p>申請人は長男と孫と同居しており、孫の自家用車購入により駐車場が手狭になり、また隣接する市道の拡張により敷地が狭くなったため今回の申請に至りました。</p> <p>以上3番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。  「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。  2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、  農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで  4条 2番同様です。  許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、  4条 2番同様です。  その他の事項については、記載のとおりです。  以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、  許可と決します。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。  降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。  貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。  転用の目的は仮設事務所、資材置場、駐車場の建設です。  農地の区分は農振農用地として判断しました。  糠塚地区産業廃棄物最終処分場建設に伴い、建物の取り壊し、  周辺の造成、道路の拡幅、最終処分場設置のための工事を行うため  仮設事務所等の敷地として利用するものです。  2月7日に合同調査を行いました。  土砂流出等を防止し雨水は側溝に排水します。</p> <p>以上4番 1件については、  農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、  許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>

事務局	<p>調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>（質問、意見なし）</p>
議長	<p>4番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>（全員「異議なし」）</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可相当と決めます。</p> <p>なお、この件につきましては転用面積が30アールを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。</p> <p>降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は仮設現場事務所、資材置場の建設です。</p> <p>農地の区分は第2種農地として判断しました。</p> <p>県中建設事務所発注の公共工事のため休耕農地を現場事務所として</p>

	<p>無断で使用したため是正のために申請するものです。</p> <p>以上5番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 4条 2番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 4条 2番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番から11番までの 11件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	1番から11番までの、 11件の農用地利用集積計画につきましては、

	<p>使用収益権設定 6 件、所有権移転 5 件の申請があり、 農地集積促進員及び事務局による現地調査 並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第 3 項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1 番から11番までの 11件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1 番から11番までの 11件について、承認と決します。 以上で、議案第 4 号を終わります。</p> <p>次に議案第 5 号「農地等の買受適格証明願いに関する 処分決定について」を議題といたします。 1 番 1 件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
佐久間職代	<p>議長交代いたしました。 新田 幾男委員の調査報告を求めます。</p>
新田 幾男 委員	<p>1 番 1 件について調査の結果をご報告いたします。 申出人および土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、耕作のためです。 願出人は現在も農業を営んでおり、 落札後も適正に耕作することを確約しています。 買受適格であると判断されます。</p>
佐久間職代	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
佐久間職代	<p>1 番 1 件について、 適格と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
佐久間職代	<p>異議ないものと認め、1 番 1 件について、</p>

	<p>適格と決めます。</p> <p>議長交代いたします。</p>
	<p>(新田会長に代わる)</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番の 2件について 付議いたします。</p> <p>黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>1番と2番の 2件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請目的は地目変更のためです。</p> <p>2月1日に現地を調査しました。</p> <p>現地は阿武隈川沿いの昔の川べりの畑で、 機械も入れず農作業も行えなくなったことから雑木や竹が生い茂り、 山林化、原野化しており農地への復元は困難です。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番と2番の 2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に3番から6番までの 4件について 付議いたします。</p> <p>降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>3番から6番までの 4件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>まず3番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請目的は地目変更のためです。</p>

1月15日に現地を調査しました。  
25年前から休耕していたため山林化し、  
農地への復元は困難です。  
周辺の農地の営農への支障も無く、  
農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。

次に4番について報告します。  
所有者及び土地の表示は記載のとおりです。  
申請目的は地目変更のためです。  
1月15日に現地を調査しました。  
約25年前に養蚕を辞めて以来休耕して山林化してしまい  
農地への復元は困難です。  
周辺の農地の営農への支障も無く、  
農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。

次に5番について報告します。  
所有者及び土地の表示は記載のとおりです。  
申請目的は地目変更のためです。  
1月15日に現地を調査しました。  
こちらも養蚕を辞めて以来休耕地になって山林化し  
農地への復元は困難です。  
周辺の農地の営農への支障も無く、  
農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。

次に6番について報告します。  
所有者及び土地の表示は記載のとおりです。  
申請目的は地目変更のためです。  
1月15日に現地を調査しました。  
昭和期から耕作放棄され、現在は灌木熊笹が生い茂って  
原野化しており農地への復元は困難です。  
周辺の農地の営農への支障も無く、  
農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。

議長

ただいまの報告について、  
ご質問、ご意見等ございませんか。



	(質問、意見なし)
議長	3番から6番までの4件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番から6番までの4件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第6号を終わります。  次に議案第7号「空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項 第5号の規定による別段の面積の指定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 申請人、農地、宅地の表示は記載の通りです。 空き家については現在所有者は住んでおらず、高齢のため 介護付き老人ホームに入所し、空き家バンクに登録されています。 申請人は5筆の農地を所有していますが空き家と一緒に 売却したいとのことです。  調査の結果、郡山市空き家に付随した農地の別段面積取り扱い要綱 第5条各号の事項をすべて満たしているため、 別段の面積を適用することは相当と考えます。
議長	ただいまの報告について ご意見、ご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 別段面積の指定を承認することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。 以上で、議案第7号を終わります。  次に議案第8号「空き家に付随した農地に係る 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の 指定解除について」を議題といたします。

	<p>1番 1件について 付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>昨年12月の総会で別段面積の指定をした件ですが、 空き家を購入する予定の方が営農しないため 指定解除申出書の提出がありました。</p> <p>郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱第9条 第3号の規定により、指定解除申出書の提出があったときは 指定を解除することになっていきますので、解除相当と 思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、 別段面積の指定を解除することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について指定を解除します。 以上で、議案第8号を終わります。</p> <p>次に、農地中間管理機構からの貸付け分について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく 農用地利用配分計画案について、市長から意見が求められています。 ただいまから、この案件について審議します。 1番 1件について付議します。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>令和3年1月26日付で郡山市長から意見を求められました 農地中間管理機構からの貸付けについて、 当初の借受人が死亡したため新たな借受人に貸し付けるものであり、 配分計画は適当であると考えますので ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について 特に意見はない旨、回答することに異議ございませんか。</p>

	(全員「意義なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について特に意見はない旨、回答することに決定しました。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番と2番の 2件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から30番までの 30件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」</p> <p>次のとおり1番 1件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に1月19日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。</p>
事務局	<p>市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、申し出があった各案件の概要を説明いたします。</p> <p>お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の</p>

可否見込みについて及び資料をご覧ください。

12月締め切り分で、10件の申請がありました。

1番から7番までが農業振興地域の除外の申し出、  
軽1番から軽3番までが農業振興地域整備計画の  
軽微な変更申し出です。

中央1番の事業目的は、分家住宅の駐車場です。

申し出者は実家と同一敷地に分家住宅を建築することに  
なりましたが、駐車場用地がないため  
駐車場を作ることにしたものです。

申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが  
集落接続事業として許可できます。

安積2番の事業目的は分家住宅です。

申し出者は現在、市内の借家に住んでいますが  
手狭になってきたため祖父から土地の提供を受けて  
分家住宅を建築するものです。

申請地は土地改良が行われた第1種農地ですが  
集落接続事業として許可できます。

逢瀬3番の事業目的は一般住宅です。

申出者は実家で、父と一緒に事業を営んでいますが  
子供の成長により、実家は手狭になったため、実家近くに  
住宅を建築するものです。

申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが  
集落接続事業として許可できます。

逢瀬4番の事業目的は既存住宅敷地の拡張です。  
追認案件です。

申し出者は現在実家で内装業を営んでいますが、  
仕事で使用する道具、材料を保管する倉庫を建設したものです。

申請地は10ha以上規模の第1種農地及び土地改良が  
行われた第1種農地ですが集落接続事業として許可できます。

湖南5番の事業目的は資材置場です。

申し出者は建設業を営んでおり、建設用資材と除雪車を3か所に分散保管していましたが、そのうち1か所を返還することになったため、代替地とするものです。

申請地は相当市街化が進行している第3種農地です。

第3種農地の転用は許可できます。

田村6番の事業目的は農家住宅です。追認案件です。

申し出者は以前、住宅を建て替えた際、隣地に越境してしまいその是正のための申請です。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

田村7番の事業目的は木材天日乾燥場です。追認案件です。

申し出者は木材生産販売業を営んでいますが乾燥場が不足したため、農地を整地して拡張してしまい是正のための申請です。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

湖南軽1番の事業目的は農作業所です。

国道294号線のバイパス建設に伴い、現在使用している作業所を解体し、新設することになったための申請です。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。

西田軽2番の事業目的は牛舎や農機具置き場などです。追認案件です。

申し出者は畜産業を営んでおり、牛の頭数を増やし経営規模を拡大するため、牛舎2棟、サイロ2個、農機具置き場、駐車場を設置するものです。

申請地は農用地ですが、農業用施設として

	<p>許可要件があります。</p> <p>中田軽3番の事業目的は飼料置き場と進入路です。追認案件です。</p> <p>申し出者は牛舎への進入路の幅員が足りず、また飼料置き場も不足していたため、使っていましたが是正のための申請です。</p> <p>申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。</p> <p>以上で、今回の申請の概要説明といたします。</p>
議長	次に中尾 一明委員から、審議の内容を報告願います。
中尾 一明 委員	<p>1月19日に特別委員会を開催しましたので、その審議の結果を報告します。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明ありましたとおり、10件の申請があり協議しました。</p> <p>特別委員会では、記載のとおり許可基準を定め市長に報告することに決し、既に報告しております。</p> <p>以上、特別委員会の報告とさせていただきます。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	<p>農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。</p> <p>その他ございませんか。</p>
事務局	<p>農業振興地域整備計画の変更にかかる農用地の修正についてですが、平成30年度に農林部で行った総合見直しの現況を踏まえた修正について事前に皆様にご説明したいとのことで農林部から山口次長と宮崎主事が出席しておりますので、そちらから説明いたします。</p>
農林部	<p>平成30年度に本市において行われました総合見直しにつきまして平成31年4月26日付で変更を行ったものですが、その後計画の中身の再点検を実施していたところ、修正が必要な個所が判明しましたので、こちら来月の総会の際に決議していただきたいとのことで今回事前の説明に参りました。</p>

	<p>まず1番ですが、現在の整備計画の中に含まれていない土地ですが、航空写真等から判断すると整備計画に含めるべき土地が241件ありました。</p> <p>次に2番ですが 整備計画に含まれているのですが除外すべきであった土地について45件ございました。</p> <p>続いて3番については編入リストの地番として含まれていなかったものが44件です。</p> <p>最後に4番は除外リストに含まれていなかったもの92件になります。</p>
堀井 潔 委員	<p>今ご説明ありましたものですが、手元の資料に編入除外全件が網羅されていないと思うのですが。</p>
農林部	<p>リストと航空写真については、各地区ごとに分けて配布しております。</p>
堀井 潔 委員	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>現段階ではあくまで事前確認として資料をお配りさせていただいたものですので、3月に正式に議案として出すこととなりますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>庶務係よりお詫びとご報告いたします。</p> <p>昨日行政センターで行われた相談会で活動報告の点検評価と活動計画についての協議をお願いいたしましたが、各委員各推進委員に協議依頼を行うことを失念しており、また資料の配布も行っておりませんでした。大変失礼いたしました。</p> <p>改めて配布しなおしましたので、意見等ありましたら提出していただけますようお願いいたします。</p> <p>今後このようなことがないようにいたします。</p> <p>大変申し訳ありませんでした。</p>
堀井 潔 委員	<p>いまの件ですが、基本方針については来年度の活動計画も含めて入っていると思います。</p> <p>コロナや地震の関係で皆さん大変であること認識しておりますが、例年2月のはじめくらいに回っていますが、こちらもう少し早く資料等配布していただいて議論の時間を確保したいので、来年度はもう少し早く始めていただけないでしょうか。</p>
事務局	<p>1月から2月にかけて点検評価等をはじめのは法律で課せられた義務であるため、来年度からはもう少し日程等余裕をもって行いたいと思います。</p>

細山 文昭 委員	この資料は推進委員には渡っているのでしょうか。
事務局	<p>文書についてはこれから送付します。</p> <p>内容については推進委員会ですすでにお伝えしておりますので不足分を改めて送付します。</p>
細山 文昭 委員	わかりました。
事務局	<p>次に農地利用最適化推進委員の報告になります。</p> <p>今月は中田の上石委員の報告になります。</p>
上石 忠明 推進委員	<p>まず1つ目は国営東部開発の農地の利用状況について報告します。</p> <p>平成30年度から令和2年度まで、3haほど耕作放棄地が減少しております。</p> <p>これは飼料生産に伴う作付け、ねぎの作付けにより減少したものです。</p> <p>ですが飼料生産はこれ以上は行うことはできないとのことでした。</p> <p>中田町は兼業農家がほとんどで、現状維持で精いっぱいの方が多のが現状で、農業者の高齢化や後継者不足が課題であります。</p> <p>次にイノシシの捕獲状況ですが、ここは5年前からイノシシによる獣害が増加しており、本来夜行性の生物であるはずが日中に遭遇することもあり、作業中に危険な場合もあると思われます。</p> <p>行政センターにはイノシシに畑等を荒らされてとの報告も多く、捕獲数も上昇傾向にあります。</p> <p>また捕獲者も高齢化により確保できず、イノシシがますます増えることを憂慮しております。以上になります。</p>
事務局	<p>農地等利用の最適化に関する指針についてですが、こちらにつきましては平成30年8月に制定したもので、農業構造の確立のため平成35年を目標とし、農業委員、推進委員の改選に伴う3年ごとに見直しを行うものです。</p> <p>目標1 遊休農地の解消、目標2 担い手への農地集積、目標3 新規参入の促進 これらを平成35年の最終目標の際にどのくらいにするかを検討とするものです。</p> <p>今月下旬を目安として各地区別の実績を資料としてお配りいたします。</p> <p>農業相談日にこちらを各地区で議論して取りまとめていただき、事務局に19日までに提出をお願いいたします 来月の推進委員会議にて検討を行い、また5月に最終的な決定を行い6月の月例総会に提出して</p>



	<p>ご審議いただく流れになりますのでご検討のほど よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>先の地震の各種支援制度につきまして配布させていただきました。 地域のリーダーでもある農業委員推進委員の皆様には是非お読み 頂きたく配布しましたので確認のほどお願いいたします。 また、本日残念ながら中止となった勉強会の資料について配布させて 頂きましたので、こちらもぜひ読んでいただきますようお願いいたします。 以上です。</p>
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第35回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

## 第35回総会（令和3年2月17日開催）の概要

### 第3条 農地の異動は

19件で、田 37, 747㎡ 畑 22, 505.09㎡ でした。

### 第4条 農地転用は

3件で、農家住宅1件、一般住宅2件でした。

### 第5条 農地転用は

5件で、農家住宅1件、駐車場、材木置場1件、駐車場拡張1件  
仮設事務所等2件、でした。

この他、農用地利用集積計画、買受適格証明、非農地証明、空き家に付随した農地にかかる別段面積の指定、指定解除がありました。